

平成16年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	平成16年6月16日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年6月18日 午前10時00分
	延 会	平成16年6月18日 午後 2時44分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	鹿 野 昇	×
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 17名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	病院事務長	古川 福一
助役	大沼 隆	特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔
収入役	黒田 庄司		
総務課長	田辺 正保	デイサービス センター施設長	藤田 稔(兼務)
行財政課長	斉藤 健一		
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	監査委員	今村 實
		監査事務局長	阿野 幸男
税務課長	大野 榮司	教育長	富澤 泰
町民課長	久保 一将	教委管理課長	柿崎 修一
保健福祉課長	豊原 隆弘	教委生涯 学習課長	松浦 正之
環境政策課長	佐藤 悟		
農政課長	西野 清	教委体育 振興課長	大野 繁嗣
水産課長	大崎 広也		
商工観光課長	高根 行晴	農委事務局長	藤田 稔
建設課長	北村 誠	税務課長補佐	林 讓治
水道課長	松澤 武夫		

1. 会議録署名議員

4番	小澤 準		
5番	中川 孝之		

1. 会期

6月16日から6月21日までの6日間(休 会6月19日、20日の2日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

議長 | ただいまより平成16年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
開会時刻 10時00分

議長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番小澤議員、5番中川議員を指名いたします。

議長 | 日程第2、議案第44号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 | ただいま上程されました議案第44号 辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由を申し上げます。

現行の辺地に係る公共的施設の総合整備計画が、平成15年度末で計画期間が満了したため、平成16年度から平成20年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定するものであります。

なお、この計画の内容現在は、通達で策定する年度の初日と定められておりますので、平成16年4月1日現在となっております。

対象となる辺地は、大別、片無去、苫多の3辺地であり、字名改正により糸魚沢、若松、トライベツの3つの字を一体とした糸魚沢辺地については、昨年度であります。平成15年度から19年度までの5カ年の新たな整備計画を既に策定しておりますし、平成15年度厚岸町議会第2回定例会において既に議決をいただいております。

また、辺地としての要件は満たしておりますが、現段階では公共施設の整備計画が立てられていない末広辺地については、この計画から除かれていることをあらかじめ申し上げておきたいと思っております。

この計画につきましては、既に法律に基づき北海道知事との協議を終え、5月26日付で異議がない旨の通知を受けておりますので、このたび辺地に係る公共施設の

総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

14ページをお開きください。14ページは大別辺地の総合計画書であります。辺地の人口は60人、面積は59.9平方キロメートルであります。

1、辺地の概況について申し上げます。(1) 辺地を構成する町または字の名称。厚岸郡厚岸町大字太田村大別、同じく字セタニウシ、同じく字サツテベツ、同じく字チャンベツであります。(2) 地域の中心の位置であります。厚岸郡厚岸町大字太田村字大別14番19。道道厚岸標茶線沿いの町営牧場入り口少し手前の農家の宅地が中心となっております。(3) 辺地度点数 125点。これは、辺地の中心位置から直近のバス停留所、小学校、中学校、高等学校、病院、郵便局、役場までの距離を点数に換算し、集計したものであります。なお、辺地として認定をされるためには 100点以上でなければならないということになっております。

大きな2であります。公共施設の整備を必要とする事情。飲用水供給施設、農業経営近代化施設とも、それぞれで記載のとおりでございます。

3、公共施設の整備計画であります。平成16年度から20年度までの5カ年計画でありまして、事業費は2つの事業合計で4億 6,010万円、うち辺地対策事業債の予定額は1億 3,270万円であります。なお、辺地対策事業債の充当率は対象費用の95%であります。

次に、15ページは片無去辺地の総合整備計画書であります。辺地の人口 162人、面積は51.0平方キロメートルであります。

1、辺地の概況であります。(1) 辺地を構成する町または字の名称。厚岸郡厚岸町大字太田村字片無去。(2) 地域の中心の位置。厚岸郡厚岸町大字太田村字片無去 208番地の5でありまして、ここは道道厚岸昆布森線の、こちらから向かいますと片無去橋から 100メートルほど片無去の方向へ行っただころの宅地ということになります。(3) 辺地度点数は 214点。

2、公共施設の整備を必要とする事情。農道及び消防施設とも、それぞれ記載のとおりであります。

3、公共施設の整備計画であります。平成16年度から20年度までの5カ年計画でありまして、事業費は2事業合計で2億 641万円、うち辺地対策事業債の予定額は 6,230万円あります。

16ページには、公共的施設の整備計画内訳ということで、事業の内訳をそれぞれ記載しておりますので、参考にごらんいただきたいと思えます。

続いて17ページでありますけれども、苦多辺地の総合整備計画書であります。辺地の人口は73人、面積は 4.7平方キロメートルであります。

1、辺地の概況。(1) 辺地を構成する町または字の名称。厚岸郡厚岸町大字苦多村字苦多、同じく字沖万別、同じく字モセウシ。(2) 地域の中心の位置。厚岸郡厚岸町大字苦多村字苦多6番地13。門静から苦多に上がりまして、最初の漁家の宅地でございます。(3) 辺地度数は 100点。これはぎりぎり辺地ということになりまして、状況が少し変わりますと辺地の指定を受けられなくなるという可能性のある辺地でございます。

2、公共的施設の整備を必要とする事情は、漁業近代化施設について、記載のとおりであります。

3、公共的施設の整備計画。平成16年度から20年度までの5カ年計画でありまして、事業費は1事業で 6,300万円、うち辺地対策事業債の予定額は 2,850万円であります。

以上が3辺地の総合整備計画書の内容でございます。なお、現在進められております字名改正によりまして辺地の区域が変更になった場合には、平成17年4月1日、来年度の4月1日を内容現在として、新たな総合整備計画の策定協議を行うということになりますことを申し添えておきたいと思えます。

以上が提案理由でありまして、ご審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

13番。

13 番 辺地度認定が 100点以上でなければならないということなんですけれども、この点数のつけ方と辺地点数というのは、ちょっと勉強不足でありますけれども教えてください。

議 長 まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長 辺地度の点数についてのお尋ねにお答え申し上げますが、要素としてはバス停留所までの距離、小学校までの距離、中学校までの距離、高等学校までの距離、病院までの距離、郵便局までの距離、町役場までの距離、さらに市役所までの距離とい

うのが含まれております。

議長 ほかにも。

9 番 9 番。

9 番 太田につくる農業経営近代化施設、いわゆる預託牛の施設なんですが、これは建物を建てると思うんですけども、どこに建てるんでしょうか。

それと、この財源内訳の中の特定財源というのは、国道の補助金というふうを受けとめていいんですか。

そして、一般財源は、当然町費でもあろうかと思いますが、この中で農協負担というのは一切ないんですか。その辺を詳しくご説明願います。

議長 農政課長。

農政課長 お答えをいたします。

この予定をしている施設につきましては、近年酪農の大型化によりまして各種いろんな部分で分業化が進んできているわけでありまして、地域の農家からは若齢牛、ゼロ歳からの哺育育成の要望が出ているわけでありまして、これを達成するために町として若齢哺育、4カ月から6カ月まで、4カ月、5カ月と2カ月間育成をする施設でありますけれども、この施設の建設を予定しているところであります。200頭規模の施設になろうかと思いますが、この施設の管理については、現在の町営牧場の施設の隣接地を、現在のところ予定をしているところでございます。

それで、この財源につきましては、現在のところ農林漁業用山村特別対策事業、山村特対事業の補助を予定しているところでございます。

(「それで特定財源というのは、これ補助として……」の声あり)

農政課長 農協負担ということでございますが、現在の町営牧場と同じような、料金を取った形での運営を予定しておりますので、町として整備を図るという予定でございます。

議長 9 番。

9 番 そうすると、町営牧場の中において育成する作業は、いわゆる町営牧場の職員がやると。

それから、哺育料というのは取らないんですか。

議長 農政課長。

農政課長 この運営管理につきましては、町営牧場、現在の体制を膨らますというか、若干

の人員を入れながら計画をしているところでありまして、現在は町営牧場、6カ月以上ということになっておりますけれども、これを4カ月から受け入れると。太田農協につきましては、現在はゼロ歳から8カ月までの施設を持っているわけでありまして、もしこれをつくるとすると、太田農協がゼロ歳から3カ月までの牛を預かって、その後、町が引き受けるということでございます。

それで、預託料につきましては、現在、冬季舎飼いで480円、消費税入れて約500円をいただいておりますけれども、そういったことを目安に料金設定しなければならないというふうに考えています。

議 長

9番。

9 番

今500円と言いましたね。1カ月500円ですか。1年ですか。その点、はっきりしてください。

議 長

農政課長。

農政課長

1日当たり480円の消費税。

9 番

1日当たり。

農政課長

そうです。

議 長

休憩します。

休憩時刻10時15分

議 長

再開します。

再開時刻10時16分

ほかにありませんか。

(なし)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第3、議案第45号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長

ただいま上程をいただきました議案第45号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

昨年7月16日に国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されてございます。この法律中第6条において、教育公務員特例法の一部が改正されたところでありまして、その内容としましては、第15条が削られ第16条及び第17条がそれぞれ1条ずつ繰り上がった改正がされてございます。

今回の条例の改正の中身でございます。まず、第1条の改正でございますが、議案書の18ページ、それに新旧対照表を参考資料として配付させていただいております。ご参照を願いたいと存じます。

第1条の改正内容でございます。このたび提案させていただいている教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の根拠法令、さきに申しました教育公務員特例法に基づいております。当該根拠条文であります第17条が法改正によりまして16条に繰り上がったことから、引用されている法律の条番号の改正を行う内容のものでございます。また、同じく第1条中の他の改正部分につきましては、表現方法の訂正を行わせていただいております。

さらに、第6条では、現行規定中、抜けておりました条例番号を追加させていただき、同じく第9条でも、引用条文名の訂正等あわせまして、抜けていた条例番号の追加を行う改正をさせていただきたいと、こういう内容のものでございます。

なお、この一部改正の条例の施行につきましては、公布の日からとする内容のものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

ありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第4、議案第46号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長

ただいま上程をいただきました議案第46号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

昨今の地方公共団体が置かれている財政状況につきましては、国の政策転換により大変厳しい状況にありますが、ご承知のとおり厚岸町においても地方交付税の削減を主とする歳入の減少によりまして、新規事業が容易に行えないような環境となってきております。

しかしながら、このような状況であっても健全な財政を維持し、できる限りサービスを落とさず町民の期待にこたえていくため、第2次財政運営基本方針を策定するなどし、財政改革を進めてきているところであり、その一環としまして、これまでも人件費の抑制を行ってきておりますが、このたびは寒冷地手当の支給について一部削減する内容を提案するものでございます。

議案書19ページ、お開き願います。なお、この議案につきましても、参考資料といたしまして新旧対照表を配付させていただいております。あわせてご参照願いたいと存じます。

寒冷地手当の支給は、職員の給与に関する条例第17条に定められておりますが、その内容は国と同様に基準額と加算額に分かれており、その合算により支給額とされてございます。このうち加算額については、附則の第7項、読みかえ規定によりまして年間支給分をリットル数として規定し、寒冷地手当支給規則の附則第3項において規定されている単価、これは42円でございますが、算定した額を加算しております。冬期間に灯油の多くが消費されるという考えから、毎年12月1日におきます実勢単価で再度計算された額が当該年度の最終的な寒冷地手当額として、支給がされてきております。

また、基準額と加算額の支給額につきましては、世帯主の有無及び扶養人数により基準額で4段階に、加算額では3段階に分けられており、昨年度の場合の支給額で申しますと、扶養親族が3人以上の世帯主で27万8,300円、扶養親族が1人または2人の世帯主の場合は25万1,100円、扶養親族のない世帯主の場合は15万9,300円、その他の職員で9万7,400円となっております。

今回提案させていただいているのは、3段階に分かれている加算額の部分でございますが、条例の附則第7項に規定されております現行の支給リットル数2,600リットルを2,055リットルに、1,734リットルを1,370リットルに、867リットルを685リットルにそれぞれ改める内容のものでございます。

この改正により、扶養親族のある世帯主である職員の場合につきましては2万4,000円が減額となり、扶養親族のない世帯主の職員で1万6,000円、その他の職員で8,000円が減額となるものでございます。職員全体での影響額でございますが、約625万円の減額となる内容のものでございます。

なお、この条例改正に伴います減額補正につきましては、毎年人事院勧告によります給与制度等の改正時に合わせて行いたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、この改正する条例の附則でございますが、公布の日から施行するとする内容のものであります。これは、8月末が寒冷地手当の基準日でありますので、平成16年度の支給から適用になるという内容のものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

2番

非常に寒々とした議案なんですけれども、今、厚岸町で灯油の価格1リッター当たり標準価格どのぐらいになっていますか。

議長 総務課長。

総務課長 現在、石油の原油価格の高騰という形の中で、値段が上がってきてございます。今、きょう現在の価格という部分では完全に押さえてございませぬけれども、昨年12月に支給された時点での灯油価格、これで申し上げますと49円で計算がされたというのが実態でございます。

寒冷地手当は、先ほど申しましたとおり12月1日におきます、いわゆる実勢価格をもって、これまで計算されてきているという状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長
2 番

2 番。

昨年の単価が49円。恐らく5円以上は上がっているんだろうと思うんです。先ほどの説明聞いていますと、1リッター当たり42円の価格で換算というご説明だったと思うんですけれども、恐らくこの42円の単価と、現在の、今は恐らく50円は切っていないはずなんですけれども。ますます今のイラク情勢、それから中国への消費が非常に増大しているという、そこはいろいろな要素から、価格は、原油がどんどん今上がっている状態なんですね。それで、ことしの秋あたりがどのぐらいまで上がるか、そういう我々もちょっと心配している部分があるんですけれども、予測がつかないと。これは石油業界あたりも予測がつかないということなんです。

実際、1リッター当たりの換算が42円ということで、この寒冷地手当の価格がこれ以上にもっと少ない、リッター当たりで換算していますけれども、単価でやると、職員の方々もそうなんですけど、負担が相当かさむと思うんです。もう少し実態に合った、まだどのくらい上がるかわからん、こういう状況の中、ちょっとこの42円の単価計算というのは、私は腑に落ちないなと思っているんです。

これよっての削減されるというか浮く金額が625万円というお話なんですけれども、きのうの工事発注の入札のお話もありましたけれども、ちょっとそういう面で気をつければ、このぐらいの金額は何とかなると思うんです。42円というのは実態に合わないと思うんですよ、これ。いかがですか。

議 長
総務課長

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

42円というのは規則本則の中において定められている金額ということでございまして、先ほども申しましたとおり、これまでの実際の寒冷地手当の支給という部分につきましては、その年の12月1日現在における、いわゆる実勢価格をもって計算がされてきたという状況でございますので、ご理解をまずいただきたいと思います。

それと、この寒冷地手当の今回の提案につきましては、削減を図るということでございまして、説明の冒頭でも申し上げましたけれども、いわゆる人件費の抑制、経常経費の削減、こういうような一つの目的の中で、実は職員組合の方とも十分労

使の協議をさせていただいております。そうした中で合意をいただいた中で、今回提案をさせていただいているという内容のものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
2 番

2 番。

そういう気持ちはよくわかるんですけども、12月時点の価格で算定するということですか。それじゃ去年の12月の価格が42円ということだったんですか。その辺、意味がちょっとわからないんですけども。

非常に今、特に、さっきも言ったように不透明な石油価格の状況の中で、今現在恐らくこれ10円ぐらい高いはずなんです。ましてこれから冬に向かってもっと高くなる可能性が十分あるんですよ。業界あたりの話を聞くとそういうことなんですけれども。

ちょっとそれ、何回も言うようなんですけれども、この42円という価格は実態に合わないと思うんですけども、もう一度その辺ご説明願いたいと思います。

議 長
総務課長

総務課長。

説明が不十分で申しわけございません。再度説明申し上げさせていただきたいと思っております。

この寒冷地手当の関係でございますけれども、条例の本則の方では、一応金額の加算額ということで示させていただいております。ただし当分の間ということで、附則の方でリッター換算ということで、先ほど言いました、これまでは世帯主で2,600 リッターということで規定を設けさせていただいてきた。そして、その単価でございますけれども、基本的には42円という単価を規則の方でうたってございまして、さらにその規則の特例条項がございまして、毎年12月1日現在における実勢価格をもって計算するというふうな規定になってございます。

ですから実質的には、これまでもその年々における12月1日現在の単価をもって計算がされてきているということでございますので、そういうような実質的な算定の仕方がされてきているということでご理解をいただきたいと思っておりますし、それから参考までに単価でございますけれども、現在の単価ということで、先ほど私、はっきり数字をつかんでいなかったものですからお答えできなかったんですが、現在はリッター51円という内容でございます。

そういうようなことで、42円というのはあくまでも基本の単価ですけども、実

質的な計算というのは、その年々によって価格の変動がございますので、その価格の変動に合わせた単価が算定に用いられているんだということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長

ほかにございませんか。

16番

例えば灯油代がどんどん上がっていったときに、改正というのはその都度されるのかどうなのかということと、それから、昔はこれ、例えば石炭手当という形で、今は灯油に変わったんで灯油手当。今現在、灯油よりも電気ストーブとかという形の、蓄熱式とかということで、非常にコストが安くなるといったことで、この改正をしたということは下げたということですよ、金額を、最終的には。下げたのであれば、もっと、灯油ストーブが壊れた場合に電気ストーブにするとか、そういうことでコストがもっと下がる。そういう指導というのは、これからされていかないのかどうなのか。

それと、よく聞くときに、民間ベースに合わせてということをや役所の方では言われるんですけども、この灯油手当の部分について、民間等で灯油手当を出しているところというのは、どういうふうの実態把握されているのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

竹田議員さんおっしゃるように、かなり以前といいましょうか、昔はこの寒冷地手当のことを通称石炭手当というような表現でされていた時代もございます。現在はこういう形で、一応算定の式の中には灯油のリッター数。これは標準的な世帯、家庭で一冬に消費するであろうという部分を根拠にいたしまして、算定してきているということでございます。

それで、確かに今、各それぞれの家庭といいましょうか、暖房の形態等も変わってきているのかなというふうには思いますけれども、これは標準的な考え方の中で、やはり灯油が一般的であるという形の中で、これをもとに算定をさせていただいているということでございます。それぞれの世帯での暖房形態等につきましては、それぞれ形態があらうと思いますし、またお考えもあらうかと思いますが、一応寒冷地手当、計算上におきましては、そういう標準的なものを用いて行っている

んだということをご理解をいただきたいと思います。

それから、民間ベースに合わせて云々ということがございますけれども、この寒冷地手当支給につきましては、ご案内のように、これまでもお話ししてきておりますけれども、国家公務員の部分に準拠して行っているというのが職員の給与関係の改定に当たっての基本的な考え方でございます。

といいますのは、国家公務員の給与の決定につきましては、いわゆる民間準拠という基本的な考え方の中で、調査をした上で、毎年人事院の勧告等が出されるという内容となっておりますので、そういった中には民間におきます状況という部分が反映されているというような考えのもとで、この国家公務員の給与を参考に決定をさせていただいているという状況でございます。

そのような内容でございますけれども、今回の寒冷地手当の改正につきましても、そういう国家公務員の基本的な考え方、これを押さえながら職員組合とも協議をさせていただきまして、今年度はこの灯油のリッター数の削減による人件費の削減を図ったという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

16番。

16 番

厚岸町は厚岸町独自の試算方法というのをしていかなければ、国家公務員の給与のベース、それから手当のベースということを考えれば、厚岸町に入ってくる財源というのは決まっているのに何で厚岸町を主として考えられないのかというのが、やはり疑問に思うんです。

それと民間であれば、主としてそういうことを考えるときに、いい面をほかの会社に合わせるということはないですよ。悪いところ悪いところの部分について、やはり考えていかなければならない部分というのが民間的な考えですよ。ですから、自分の会社で手当をするときは、普通は一般的に自分の会社の財源を考えて出資するものですよね。厚岸町の財源を考えないで、あくまでも公務員の手当の部分で考えてやるということは、厚岸町のこの部分の財源は、何か僕としては、考えてやっていないというふうにとられるんですけれども、その辺いかがですか。

それと、灯油の部分と、それから暖房機のことですよ。その格差というのは、民間でも今、新築・改築となれば、もう90%がオール電化またはIHクッキングヒーターとかというものにどんどん切りかわっていています。特にガスとかの部分については変わってきています。要するにいかに電気の部分が安いか。コスト削減

に民間もやっているんですよ。

そういう部分で試算するとき、計算するとき、これからも灯油ということの形じゃなくて、考え方として灯油よりも電気の方が安いんだという意義づけを持ってもらうためにも、ある程度勉強のために、コストがどのくらい下がるのかという実態を把握してもらいたいと思うんですけども、どうですか。

議 長
総務課長

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

まず、職員の給与の決定に当たっての基本的な考え方ということで、私どもの町職員の給与等の決定に当たりましては、国家公務員の給与に準拠して人事院勧告、これらを尊重しながら決めてきているということで、これまでもご説明を申し上げさせていただいております。

これは、なぜ国家公務員の人事院勧告、こういったものに準拠しているのかということで申し上げますと、先ほども申しましたけれども、人事院ではこの給与を決めるに当たりまして、民間の格差、どのくらいあるのかという部分を調査いたしまして、広く調査をしております。そういった蓄積資料データのもとに、その格差をなくしようと、いわゆる民間に準拠しましょうという形の中で定められて、勧告がされてきているという状況でございます。

それで、以前にも申し上げているかと思いますが、こういう調査、これを例えば、それぞれの地方公共団体が独自に行うと、非常に膨大な労力等が出てまいります。それは非常に難しいということから、この人事院勧告に準拠をさせていただいているということでございます。

それで、なぜこの人事院勧告なのかということでございますけれども、ご案内のように国家公務員には労働組合といいたし、そういう労働権行使上の制約がございまして、これは一般の労働者と違うところなんです、そういった中で、この労働権の制約、これを代理するといいたし、かわった形でもって行うというのが人事院の役割というふうになってございますので、そこで出されているものという部分について尊重しながら、私どももそれに準じた形で取り扱ってきているということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、今回の改正そのものにつきましては、これは国が、人事院勧告がこうこうなったからこうですということではないんですが、それとはまた別個に、先ほ

ど申しましたように厚岸町として、これはやはり人件費の抑制を含めた経費削減を図っていかなければならない、そういうときであるという、そういう判断の中から労使協議の中で、今回こういう提案をさせていただいているということでございます。

重ねて申し上げたわけでございますけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それから、各家庭での、いわゆる暖房のシステムのあり方、これはそれぞれこの時代の流れの中でいろんなものが出てきているということも私は理解はしてございます。ただ、やはりどれを選択するかという部分につきましては、当然それぞれの世帯、家庭の事情があらうかと思えますし、また、それに伴うイニシャルコスト等もあらうかと思えます。現在やはり一番多く形態として使われているのは、灯油による暖房であらうと。そういう中で、やはり一定の基準の中で算定をしていかなければならない。それならば、この灯油を使用しているという一つの標準的な例をもとに算定したもので手当を支給している。こういうことでございますので、ご理解をいただきたいなど、このように存じます。

議 長

16番。

16 番

一番最初の、どんどん上がっていったときに、その都度対処したらどうなのかということ、1回目のときに答えてもらっていないんですけれども。一緒に答えてもらえばいいんですけれども。

それと、システムのあり方、一般的に灯油が多いというのはわかるんですよ。ただ、その算定方法としてどのくらい格差があるかということも、今のうちから勉強のためにやっていったらどうですかということを行っているんで、別にそんな灯油なんだから灯油しかおれは見ないという、そういうことじゃなくて、今からどのくらいの差があるのかということも勉強していったらどうですかということを行っているだけです。

それと、人事院勧告というものがあって、国の法律のもとでやっているんだということはおわかりですよ。でも、後の最後に、その人事院勧告を無視して、この灯油の部分については下げたんだということは、自由にできるんじゃないんですか、そしたら。片方では制約されているからこれでいいんだと。だけど人事院勧告でやらなくてもこれは自由にできるんだということは、理解できないんですけれども。

議 長
助 役

ですから、この灯油を下げたのは、やはり厚岸町の財源をもとに、余裕がないからこう下げましょうと。それは人事院勧告に基づいてはやっていないですよというのであれば、ほかのこともできるんじゃないんですか。どうですか。

助役。

考え方、公務員の給与の設定の基準となるものということで、これは今、総務課長から答弁をさせていただいておりますけれども、公務員というのは労働争議権の一定の制約があると。これに対して、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するという機能を有する必要があるという判断で、納税者の理解、納得を得る必要があるということから第三者機関、人事院でありますけれども、この人事院が労使以外の第三者の立場で官民給与の格差をきちんと把握して、給与勧告をしていると。で、その勧告に準拠した形で、我が厚岸町の給与も、労使が話し合いながら、協議しながら、厚岸町の条例によって給与を支給しているということでもありますから、最後の部分は竹田議員のおっしゃるとおりなんです。厚岸町は厚岸町独自の計算方法をもってできるのであれば、それをやる、やれるという形にはなります。

しかし、この第三者機関で行われている給与の格差の調査というものは相当綿密に行われておりまして、それ以上の数値を我が厚岸町単独で用いるというのはなかなか困難だという背景があります。そういうこともありまして、この人事院勧告に倣った形で給与改定をさせていただいているというのが実態であります。

しかし、この人事院勧告のあり方についても、現在、国民の皆さんから、地方地方によって相当乖離が出てきているんじゃないかと。要するに実態とかけ離れたものがあるんじゃないかということで、調査の方法、調査の対象、これらも見直す必要があるのではないかというふうに言われております。それらは人事院としても真摯に受けとめて対応をしてくるのではないかというふうに考えております。

それから、前段の質問がございました。これは、さきの安達議員の質問にもお答えをさせていただいておりますけれども、灯油の価格というのは毎年変動があります。基本的な考え方というのは本則でうたっていて、その12月1日現在の実勢単価によって計算するということですから、これは毎年変わった形で、数字的には変わってきます。上がったときには高い金額で、下がったときは低い金額でということ支給をしてきております。

なお、つけ加えさせていただきますが、昨年の人事院勧告の中に、今議題に上げ

させていただいております寒冷地手当の実態把握という項目がございまして、この項目につきましては、支給地域及び支給水準について民間の支給状況との隔たりがあるとの指摘があるということも考慮して、民間における同種手当の支給状況等地域の実情を把握するため、速やかに全国的な調査を実施しなさいという勧告がなされております。こういう勧告を受けて、人事院では既にその作業に入っているものと、そういうふう認識をしております。

以上でございます。

議 長

総務課長。

総務課長

それから、もう一点のシステムの関係でございますけれども、この暖房システムのあり方、おっしゃられるようにいろんな形態が出てきております。今後の研究とさせていただきますと思います。

議 長

ほかにありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第5、議案第47号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長

ただいま上程いただきました議案第47号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正を行おうとする町税条例の一部を改正する条例では、地方税法の一部を改正する法律、(平成16年法律第17号)及び政令並びに省令が平成16年3月31日に公布されたことに伴いまして、速やかに町税条例の改正を行い、平成16年4月1日から条例施行をすることが必要な部分につきましては、3月31日付をもちまして

専決処分を行い、5月28日に開催されましたさきの第2回臨時会において報告し、議会のご承認をいただいたところでございます。

今回の一部改正につきましては、その改正条文の中で適用年月日が平成17年度以後の年度分から適用となる部分等について、所要の改正を行おうとするものであります。また、さきの臨時会でも申し上げましたが、平成16年度の地方税制の改正においては、現下の経済財政状況等を踏まえつつ持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環としての税制改正でありまして、今回の改正の主な要旨につきましては、1つといたしまして老年者控除の廃止及び生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の段階的廃止、2つ目といたしまして居住用財産の買かえ等の場合の譲渡損失金額の長期譲渡所得に係る課税の特例措置、3つ目といたしまして土地建物の長期譲渡所得に係る特別控除の廃止及び短期譲渡所得に係る課税の特例措置と税率の改正、4つ目といたしまして株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例措置等が今回の改正の主な内容であります。

それでは、議案20ページをお開き願います。

議案の内容につきましては、別紙、お手元に配付しております議案第47号説明資料、町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表により説明を行わせていただきます。なお、もう一枚、別紙参考資料といたしまして、裏表になっておりますが、議案第47号参考資料といたしまして、さきの臨時会で14番、田宮議員より要求のありました資料も配付させていただいております。それをごらんいただきたいと思いますと思いますが、後ほど説明もさせていただきたいと思います。

それでは、新旧対照表により説明を申し上げます。現行、改正案、改正要旨となっております。改正案を主として説明をさせていただきます。なお、今回の改正要旨の中に、字句の訂正として字句の改正というのがありますが、条項の改正もありますが、区切り点の挿入による改正がありますことをご了承お願いしたいと思います。

それでは、第17条、個人の町民税の非課税の範囲であります。これは1項2号、それから現行で3項までありますが、地方税法の一部改正による所得控除で老年者控除額の廃止に伴う字句の改正、及び現行3項の生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の段階的な廃止による3項の削除によるものでございまして、括弧内に平成17年度分は2分の1課税1,500円、これにプラス道民税が500円加わりまし

て 2,000円。18年度分からは 3,000円、これもプラス道民税が 1,000円含まれまして 4,000円と改正になる内容でございます。

次に、第25条2項、均等割の税率であります。改正事項につきましては、次の2ページの枠内の傍線の部分がそうありますが、これは防災街区整備事業の施行に伴い公益法人に防災街区整備事業組合を追加するものでありまして、法律の日から適用。これは建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の改正案によるものでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思えます。下の方の第28条の2、所得控除であります。28条の2第1項でございます。所得控除で老年者控除の廃止に伴う字句の改正でございます。

次に、3ページへいきまして、第33条の7、法人等の町民税の申告納付、第2項であります。これは対象法人の追加及び字句の改正であります。外国法人を追加するものでありまして、これは法律の施行日から適用ということで、信託業法の案によるものでございます。

次に、第37条、固定資産税の納税義務者等、第6項でございます。固定資産税納税義務者以外の者に合併特例法による合併特例区の追加及び字句の改正。法律の施行日から適用。市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案によるものでございます。

それから、4ページをお開き願います。4ページは附則でございます。この件につきましては6ページにあります第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の分が第6条への移動でございます。附則第6条、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございます。居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除で、平成17年度以後に生じた居住用財産の譲渡損失金額の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の改正でございます。これは前年3年以内に生じた居住用財産の譲渡損失の適用を受けているものは除く。もう一つとして、居住用財産の譲渡損失、平成11年1月1日から平成18年12月31日までの期間内の譲渡資産という改正の内容でございます。

6ページをお開き願います。6ページでは、第6条の2第1項であります。特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございます。これは特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合の長期譲渡所得に係る特別控除措置の改正ござ

います。

次に、9ページをお開き願います。第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、これは防災街区整備事業の、先ほど出てまいりました申告に必要とする添付書類の追加の規定でございます。それから、第5項でございますが、これは申告書の記載事項に関する項の追加でございます。

第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例であります、土地・建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超えていれば、長期譲渡所得となっております。土地・建物の長期譲渡所得に係る特別控除100万円があったわけでございますけれども、廃止ということで、及び特例措置の税率を現行4%から3%に引き下げる改正の内容でございます、10ページをお開き願います、ここに4%から3.4%に改正ということになります。

次に、11ページ、第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございます。優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例措置期間の延長。昭和63年度から平成16年度までを、平成21年度まで特例措置期間の延長。及び税率の改正でございます、譲渡益2,000万円これは改正前は4,000万円でございます。以下部分2.7%、改正前は3.4%でございます。譲渡益2,000万円12ページをお開き願います。改正前は4,000万円を超える部分については3.4%、改正前は4%でしたが、それに基づき計算する改正でございます。それと、字句の規定の変更でございます。

次に、第17条の3第1項、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例でございます。条例第17条の2、第1項及び第2項の規定整理に伴う引用条項の改正でございます。

次に、13ページ、第18条第1項、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、先ほど長期譲渡所得が出てまいりましたけれども、その反対に5年以下のものにつきましては短期譲渡所得ということで、土地・建物等の短期譲渡所得に係る課税の特例措置を現行9%から6%に改正する内容でございます。

次に、15ページをお願いいたします。第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、これは上場株式等以外の株式等を譲渡し

た場合の株式に係る譲渡所得等の金額に対する税率を、現行4%から3.4%に改正する内容でございます。

次に、第19条の2、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例であります。上場株式の株式等を譲渡した場合の株式に係る譲渡所得等の金額に対する税率の改正でございます。3.4%を2%に改正する内容でございます。

次に、16ページをお開き願います。第20条第1項、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例でございます。特定中小会社の特定株式を譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の改正でございます。

以上で新旧対照表の説明を終わらせていただきます。議案の27ページをお開き願います。

次に、附則でございます。下の段の方であります。施行期日。第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各項に定める日から施行する。

第1号、第28条の2の改正規定です。これは所得控除であります。及び附則第2条第3項の規定は、平成17年7月1日。

第2号、第25条の第2項の表の第1号の改正規定。これは防災街区整備事業組合の関係でございます。建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律。平成16年法律第 号、ここで、第何号という数字が入ってございません。法律番号につきましては、ただいま衆議院委員会通過の状況でありまして、これよりの第4号までは成立時期が未定でありまして、空欄については後ほど公布され次第対応してまいりますことをご承知お願いいたします。第4条の規定の施行の日。

第3号、33条の7第2項の改正規定、信託業法（平成16年法律第 号）の施行の日。第4号、37条第6項の改正規定、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第 号）の施行の日。

次に、町民税に関する経過措置。第2条、別段の定めがあるものを除き改正後の町税条例（以下新条例という）の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成15年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2項、新条例第17条。これは個人の町民税非課税の範囲でございますが第2項を除く、並びに附則第6条の2これは特定住居財産の譲渡損失の関係であります及び第19条の規定は、これは株式等に係る件です。平成17年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成16年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第3項、新条例第28条の2の規定。これは所得控除でございますが、平成18年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成17年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第4項、新条例附則第6条の規定。これは居住用財産の買いかえ等の関係でございますが、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律）第14号第7条の規定による改正後の租税特別措置を（昭和32年法律）第26号（以下新租税特別措置法という）第41条の7項第1号に規定する家屋または土地、もしくは土地の上に存する権利で、同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律）第14号第7条の規定による改正前の租税特別措置法（以下旧特別措置法という）第41の第3項第1号に規定する家屋または土地もしくは土地の上に存する権利で、同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

第5項、新条例附則第17条の規定。これは長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例であります、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等または建物等の譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等または建物等の譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

第6項、新条例附則第17条2の規定。これは優良住宅地の造成等の関係でございますが、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡または同条第2項に規定する特定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った改正前の町税条例（以下旧条例という）附則第

17条の2第1項の規定で、優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡または同条2項に規定する特定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

第7項、新条例附則第18条の規定。これは短期譲渡所得に係る町民税の課税の特例であります。所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等または建物等の譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等または建物等の譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

第8項、新条例附則第20条第7項の規定。特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の規定は、所得割の納税義務者が平成16年4月1日（以下施行日という）以後に行う同法に規定する特定株式、新租税特別措置法第37条の13第1項2号及び第3号に定めるものにあつては、施行日以後に払い込みにより取得するものに限るの譲渡について適用し、所得割納税義務者が施行日以前に行った旧条例第20条第7項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

第9項、平成17年度分の個人の町民税に限り、平成17年1月1日現在において町内に住所を有することにより均等割納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、当該町内に住所を有する者に係る新条例第25条第1項、均等割の税率の規定の適用については、同項中3,000円とあるのを1,500円とする。

次に、固定資産税に関する経過措置ですが、第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成15年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

今の附則の適用、月日の件につきましては、それぞれ参考資料の新旧対照表の中にも書かせていただいておりますので、それらを参考にさせていただきたいと思えます。

次に、14番、田宮議員より先般資料要求ありました議案第47号参考資料につきまして、少し説明させていただきます。

税制改正に伴う比較資料。平成16年度当初課税データとの試算結果によるという

ことで、まず区分、改正前、平成16年度当初課税分、このたびの課税分でございます。改正後（平成18年度課税分）、比較、備考となっております。

まず、町道民税。同一世帯の均等割非課税措置廃止。これは、平成17年度分は2分の1課税、平成18年度分から全額課税。件数といたしまして3,478件で金額が1,583万6,000円が、改正後は4,307件の1,915万2,000円となりまして、892件、331万6,000円の増となる内容でございます。

次に、配偶者特別控除の廃止でございます。これは、平成16年分所得税から適用でありまして、平成17年分個人住民税に適用するものでありまして、件数で3,478件、4億6,020万9,000円が、3,609件の4億8,137万円となりまして、131件の2,116万1,000円の増となる内容でございます。

老年者控除の廃止、公的年金控除の改正。これは平成17年所得から適用で、平成18年度分から住民税の増収となる内容でございますが、4,788件、4億7,604万5,000円が、4,834件、4億8,930万7,000円となり、非課税から課税になる分といたしまして46件、所得割の増が557件、両方で1,326万2,000円の増となる内容でございます。町道民税関係では合計といたしまして1,563件、3,773万9,000円となる内容でございます。

それから、介護保険料につきましては、公的年金控除の改正に伴いまして、枠内にあります、保険料でございますけれども、第2段階は現在、年額3万600円でございます。第4段階に移りますと年額5万1,000円、これが33件該当いたしまして、その差額が2万400円で、67万3,200円。同じように見ていただきまして、第3段階4万800円が第4段階5万1,000円、13件の1万200円で13万2,600円。それから、第4段階5万1,000円から第5段階6万1,000円に移行するもので39件の1万200円、39万7,800円。件数で85件、金額にして120万3,600円の増となる内容でございます。

次に、国民健康保険税であります。公的年金控除の改正でありまして、人数で6,399人、金額5億4,727万6,190円。人数にして6,399人中所得割の増になる方が532人、金額にして5億5,572万2,075円で、件数で532人、金額で844万5,885円の増となる内容でございます。

次に、裏面をお開き願います。ナンバー2となっておりますが、老人保健医療非課税者でございます。これは、平成15年の所得による町民税非課税分を、改正後、

町民税18年度課税分に比較した内容となっております。件数にして 577件が 561件となりまして、16件の対象者の減となります。備考といたしまして、老人保健医療費 1カ月の自己負担限度額が、ここに課税一般・外来 1万 2,000円、入院 4万 200円。非課税では、外来 8,000円、入院 2万 4,600円。これが公的年金及び非課税限度額の変更によるものでございます。

次に、老人保健標準負担額減額認定証交付者でございますが、49件が47件となりまして2件の減。それから、国民健康保険標準負担額減額認定証交付者、これが52件が51件、1件の減。これは入院時の食事代 1日当たり一般 780円、減額認定証交付者 650円。括弧内が入院が90日を超えた場合は 500円。これも先ほどの内容と同じでございます。

次に、公営住宅使用料でございますが、件数で 159件の金額 3,414万 9,800円が、156件の 3,414万 9,800円となりまして、3件の減で金額には変更がありません。この金額に変更がないということは、備考にありますように住宅使用料を算出する所得階層に変更がないということで使用料の変更がなしということで、その階層の、まだ上の方まで到達するには金額幅があるということでございます。

次に、福祉灯油でございますが、件数 356件の 172万 8,720円が、353件の 171万 3,285円。3件の減の 1万 5,435円の減。これは税制改正に伴うものでありまして、公的年金控除の改正によるものであります。

次に、厚岸町居宅サービス利用者負担軽減措置対策費であります。55件 195万 2,294円が、53件 194万 989円、2件の減で 1万 1,935円の減。これも非課税から課税に変更になることによる減でございます。

以上、参考資料の説明を終わらせていただきます。

以上、簡単でありましたが、議案第47号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、これで説明を終わらせていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長

これより質疑を行います。

1番

1番。

地方税法が変わったことによって、それと町税条例を適合させていかなければならないので、いろいろな訂正が出るという趣旨であるというふうに今伺っておりますので、そのことについては特にこれはございませんが、1つちょっと基本的な

ところでご説明をいただきたいんです。

27ページに附則がございますよね。そのところで第1条の2項、3項、4項、いずれも施行日について、まだ成立していない法律の施行の日となっているんですね。非常に素人的な、非常に稚拙な発想で申しわけないんですが、現在国会で審議中であるというお話でしたが、それによると成立しないかもしれないわけですね、論理的には。あるいは全然内容が変わってしまうかもしれないんですね。そういうようなものを前提にして、条例の制定というのが、そもそもできるのかどうか。その点について、法的な説明をいただきたいんです。

なお、非常に詳細な一つ一つに書かれている資料を見ても、全部の説明を一つ一つやっていたら、またみんな泣くと思うので、ごく簡単などろだけでいいんですが、ここに出ている法律と、また地方税法の改正と絡んできているわけですね。そのあたり、もし簡単な説明が、わかれば、そういう関係についてもご説明をいただきたいということでございます。

議 長
税務課長

税務課長。

今、2点の質問かと思いますが、まず1点目の、まだこの法律番号が入れられていない中での、案としてのそれぞれの改正。関係法律が地方税法の改正の中にも絡んできております。そういった中で、私、先ほど案ということでお話させていただいておりますけれども、質問者が言われますように、委員会で審議中ということをお聞きしているわけでございますが、それ以上の深い内容についてはちょっとつかまえていないのが実態でございます。この、例えば法律が、もし通過しないと申しますか、公布されないときには、当然この法律番号は変わってまいります。そういうときには、新たに、また議会に提案させていただき、変えなければならぬという措置が出てくるだろうと考えております。このまま内容が公布されましたならば、事実的にこの公布番号を入れていくということになると考えております。

次に、この法律の関係の内容でございますが……

(発言する者あり)

議 長

休憩します。

休憩時刻 11時31分

議 長

再開いたします。

再開時刻 13時05分

皆さんにお諮りいたします。

ただいま上程されております議案第47号の議案の一部の訂正の申し出が理事者側からありましたけれども、これを認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

議長 それでは、理事者側からの申し出の議案の一部訂正について……

(発言する者あり)

議長 休憩します。 休憩時刻 13時06分

議長 再開いたします。 再開時刻 13時07分

それでは、字句の訂正の説明をしていただきたいと思います。

税務課長。

税務課長 ただいま議案第47号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての字句の訂正のお許しをいただきまして、まず、ありがとうございます。

字句の訂正を行う前に、私の先ほどの提案理由の説明の中で、27ページ附則、施行期日の第1条の関係の中で、大変不適切な提案理由の説明を申し上げ、それで長時間、時間をとらせましたことに対しておわびを申し上げます。それで、字句の訂正をお願いしたいと思います。

27ページの附則の施行期日、第1条第2号、第25条第2項の章の第1号の改正規定、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第 号）の間が抜けてございます。この分につきましては抜けているご説明をしたわけでありますけれども、これは既に6月2日公布となっておりますので、「67号」を加入いただきたいと思います。

次に、第4号でございますが、4号の市町村合併の特例に関する法律の一部を改正する法律、28ページの同じく括弧の「16年法律第」の抜けておりますところに「58号」を加入お願いしたいと思います。これは既に5月26日公布されております。

相当な時間が過ぎているところ、この中を入れなくて提案したことに対しましておわび申し上げて、字句の訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 字句の訂正をされましたので、改めてこの部分の提案理由の説明をいたさせます。

初めからやらなければならないという、かなりまた時間がかかりますので、ただいま字句の訂正した部分のみの説明をさせたいと思いますが、よろしいでしょう

か。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、その部分の説明を改めて税務課長の方からさせていただきます。

税務課長。

税務課長

それでは、字句の訂正に係ります提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

まず、今回番号を入れてなかったことにつきましては、あと1カ所、もう一つの法律があるわけでございますけれども、ここは今まだ継続審査中でございます。そういう関係上、いろいろと調べさせていただきました。

そうしますと、この上程いたしました条例案には、法律の施行の日という表現になっており、法律が成立しないときには当然その条例も効力を発揮しないため問題はなく、あと必要に応じて改廃を行うこととなるということで、これは現在まで慣行として実例化しているという状況にあります。

それで、1つは、この建築物の安全性及び市街地の、建築基準法等一部を改正する法律の関係でございますけれども、これは密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業を行う施工者に対しての法律でございます。これは都市計画区域内に、なお防災街区を設けるというものでございまして、この点につきましては、当町には該当されませんことをつけ加えさせていただきます。

次に、信託業法の関係でございますけれども、この件につきましては、33条の7の改正案で申し上げました。この対象法人に、今まで外国法人はなかったわけでありまして、今回、外国法人を追加する字句の改正でございます。

それと、次に……

議 長

課長、さっきの字句の訂正した分の説明をしてもらうように、皆さんに了解もらっているんだから。今言っているやつは提案理由の説明したときに言っているやつだろう。だから、字句の訂正した分だけ説明してください。だからもう一回やり直して。

それでは、続けてください。

税務課長

すみません。意味を履き違えて説明を申し上げまして、まことに申しわけございません。私が、提案理由の際、この3つにつきましては、法律番号については衆議院委員会通過の状況等で、これよりの第4号までは成立時期が未定であり、空欄につ

いては後ほど公布され次第対応させていただきますというふうに、実はご説明したわけでございます。

しかし、防災街区整備事業については建築基準法と、それから市町村合併の特例に関する法律については、既に法律番号が公布されていたという状況の中で、そのような提案理由の説明をして、大変長時間を煩わせたことに対しまして、心からお詫びを申し上げて、字句の修正の説明にかえさせていただきます。すみません。

議長 それでは、これより質疑を行います。

1 番 1 番。

先ほどちょっと途中までいって巻き戻ってしまったので、もう一度最初からお聞きします。

今、字句の訂正並びに提案理由説明がありまして、そこの中でちょっと聞こえていましたが、まだ成立、公布されていない法律を内容に盛って、法律が公布される場合には、何条何々法というところで、法律がまだできていませんからそこを空欄にしておいて、後日成立したときに埋めるということが、いわば慣行として行われているというご説明でしたですね、今。だから、それに倣って町税条例も、まだ成立していない法律の部分については、法第何号というところをあけた形で出すと。で、後日その法律が廃案になったり、こっちが考えているのと違う形で決まった場合には、またその条例の改正を行って、いわばつじつまを合わせる。後日合わせれば、そういう形でいいんだというお話でした。

それでお聞きするんですが、この先例は一般的法令に関する先例ですか。それとも、義務規定を盛っている場合、あるいは住民に対して不利な状況になる内容を盛っている。例えば刑罰を盛っているとか、税法の場合でもそうですよね、義務を課す。こういう場合には、非常に法律の制定の仕方も厳密にせざるを得ないですよね。そういう場合にまで適用されている慣行なのかどうか。私はちょっとその点に多少の疑問を感じるものですから、その点をきちんとご説明いただきたいんです。

それから、もう一つは、建築基準法。信託業法は、まあ予定でしょう。それから合併法。これらの内容が変わることによって、地方税法と一体化して今回町税条例を変えなければならないんだというふうにおっしゃっています。どこがどういうふうに変ったから矛盾して、こう変えなければならないのかというところをわかりやすく、簡単に結構ですから説明してください。

それともう一点は、先ほどは3つだったんだけど今1つになったんですが、そういう非常に例外的な慣行を使ってまで、そういうものに準拠してまで、この議会でこの条例を制定しなければならない理由。すなわち、例えば9月議会まで待って、法律ができ上がってからこのところは改正すればということが時間的にどうしても無理なんだと。ちょうど専決処分なんていうのが行われるときも、次の議会を待っていたら事務に支障を来してしまってどうにもならないからやむを得ずやるんだという場合ですよね。あれと同じような発想がここで出てくると思うんです。形式こそ違いますけれども。それは何なのか。単に事務に支障を来しますからというような抽象的なことじゃなくて、具体的に説明をしていただきたい。

議長 休憩します。 休憩時刻 13時23分

議長 再開します。 再開時刻 13時30分

助役 助役。

大変貴重な時間を費やし、申しわけございません。私の方からは、前段のご質問に対するご答弁をさせていただきたいと存じます。

今回、このように法律番号を付さないで、附則で、そういう形で上程をさせていただいたと。これは、その法律番号が付されていない法律というものが成立するという前提をいたしまして、その法律号の状態を仮定したという形で引用をさせていただいたということでございます。

当然、例えば今、信託業法に関しましては、現在参議院で継続審査という形をとっています。先ほど議員がおっしゃったように、この案件について審議未了、廃案等ということになりますと、結局ここで上程をさせていただいた、その条例の内容というものが効力を発しないということになってしまいます。そういうことになりますので、そういう場合は必要に応じて、この条例の一部改正の条例の一部改正という手続をとらなければならないということでございます。

このような手法をとらざるを得なかったというのは、毎年国会を通過して地方税法そのものが成立、公布される時期というのが年度末ぎりぎりというような状況になっておりまして、今回もこの法律がすべて可決成立をして公布された段階で、すべて法令番号等を付して上程をさせていただくというのが、これは正当なやり方だというふうに思いますが、慣行としてそういうことが行われているという実態から、

議 長
税務課長

町といたしましてもこの方法をとらざるを得なかったということでございます。

このことに関して、原則、町民にそのことによって不利益等を与えるということ、あるいは不利益不遡及の原則に抵触するというようなことがあってはならないというふうに理解をしております。

後段の方の説明は、税務課長の方からさせていただきます。よろしく申し上げます。
税務課長。

再三にわたり貴重な時間を費やして、まことに申しわけございません。

私の方からは2点目の、その3点についての改正点の件でございますけれども、1つには防災街区の関係につきましては、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保を図るためのということで、今回建築基準法等の一部の法律の改正が行われたことに伴いまして、防災街区計画整備組合というのがございます。その促進地区内防災街区整備地区計画の区域内の一団の土地について、所有権または借地権を有する者は共同して当該一団の土地の区域内の各街区を防災街区として整備することを目的とする、この組合でございますが、この組合を均等割の税率、第25条の2項の課税の対象とする部分を追加する内容でございます。

この防災街区整備事業組合につきましては、当町には該当ありません。

それから、信託業法の関係でございますけれども、これは外国法人を追加したものでございまして、これについても当町には該当がありません。

それから、3点目の市町村合併の特例の法律でございますけれども、これにつきましては5年間の、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの時限立法でありまして、合併特例区制度の創設に基づきまして、合併に際して、合併関係市町村の協議により1または2以上の旧市町村単位に法人格を有する区、合併特例区を一定期間、5年以下設置できる制度を創設するものでございまして、この点は、法人格は有しないものの区長を置くことができる地域自治区の特例等の創設でございます。

次に、具体的になぜこの機会に、この条例案を提案しなければならなかったかということでございます。さきの提案理由の説明でも申し上げましたが、3月26日に法律が公布されまして、3月31日に16年税制改正の中の地方税法の改正の、これで16年の分は全部上程させていただいているわけでありまして、その中で、さきに4月1日から実施いたしました均等割の税率の改正、年額2,000円を3,000円に改正したと。そういった4月1日の部分につきましては、専決処分させていた

だいたわけでありませけれども、その後に残っている部分につきまして、先に専決処分したものの関連上から、まだ、適用は17年4月1日適用の生計を同一にする妻の関係等、これらが日にちはありますけれども、そういった関連事項からいきまして、他町村におきまして3月31日付をもちましてすべて専決処分によって改正を行ったと。そうしまして、今回開かれている6月議会にそれぞれ専決処分の報告をされているといったような状況も勘案させていただきまして、先ほど申しました、そういった今回の条例改正につきましては、住民税の負担がふえるといった面におきまして、これからのPRする期間の余裕等も考えた中で、今回6月に提案させていただいた次第でございます。

議 長
1 番

1 番。

まず、一番最初、助役さんにご答弁になられたところなんです、私の聞いている質問に答えているような答えていないような、非常に微妙なお答え方をなさっているんですが。私は一般的にこういう慣例があるということはわかったと言っているんです。そのことについてのご説明がありました。それで、ただ税法、税条例というようなものであるから、不利益不遡及の原則に反することはないように考えていると。それもよくわかるんです。

私が聞いているのはそういうことでなくて、そういう一般的法成立のときの慣例という、そのものが、こういう負担を伴う条例、いわゆる負担をかける法、そういう非常に厳密な手続を要求されるときにも、そういう便法は使えるんですかって聞いているんです。その点について明確にお答えをいただきたいんです。

不利益不遡及の原則に相反しないように進めていきたいというのは、それはもうおっしゃるとおりで、私もその点については全く異論はございません。ただ、私が聞いている、法成立のための手続として厳格にやらなければならないんじゃないんだろうかという疑問に対して、お答えをいただきたいんです。

次に、法と条例の、今、関係についてお話ありましたが、大変説明が難しく、わかりづらいんですね。それで、3つあったんですが1つだけ、こんなことでないかなと思うのでお聞きしますが、そうであればそうだと言ってください。

まず、地方税法の中で改正があったと。そして、建築基準法で決める25条、この枠の中にある防災地区整備事業組合というものについて、地方税法でこういう扱いをしますよというふうに地方税法が変わりましたと。そして、その何とか組合とい

うのは建築基準法で決まりますと。そうですね。図るための建築基準法等の一部を改正する法律でその内容が決まりますと。したがって、両方で一致したその整備事業組合というものが地方税法に乗っかってくる以上、それを受けてつくられている税条例にもそれを入れなければならないんですと。それで変えますと。そういうことですね。

そういうふうに説明していただくとわかるんで、非常に難しい話が延々と続くと、どうも私の頭では理解できなくなっちゃうので、よろしくお願いします。

それから、3点目なんですけど、施行期日1条1項は平成17年1月1日からの施行と書いているんですよ。そうですね。で、まだ時間があるんじゃないかと我々思うんです。それについて、あなたの方の、いやいやどうしてもこの議会でという理由が、住民にまだPRしなきゃならないんでちょっと時間必要なんだとか、ほかのところは全部専決処分でやっちゃっているのに厚岸町だけ残しているんだとか、そういうことではちょっと。成り立つんですかね。それは1月1日だとすればの話です。

それで、2項と4項が、今お話を聞いたら、成立している法律なんですよね。そうすると、もう既に、この何の法律第4条規定の施行の日というのは決まっているわけですね。決まっているのにそれが条例に書かれないで、施行の日という形でもって、これ規定できるのかなというのが、説明を聞いていて新たに浮かんできた疑問なんですよ。何月何日って書かなきゃならないんじゃないのかなと。

それが例えば、今ちょっとその日がわかりませんので、その点、それは形式的な問題ですが、事実的な話でお聞きしますが、それは何日なんですか。例えば7月1日とか、そういうことであれば、うんうんそうだ、ここんどこでもってやらなきゃならないだろうということはわかるんですが、それもちょうと説明がないですね。その形式的な問題等せっぱ詰まっているのかどうか。その点についてお答えをいただきたいんです。

議長 休憩します。 休憩時刻 13時47分

議長 再開いたします。 再開時刻 14時31分
休憩中に議会運営委員会を開催いたしました。その結果を議運の委員長に報告していただきます。

- 9 番 9 番 9 番
- 議 長
- 議 長
- 3 番
- 議 長
- 3 番
- 議 長
- 3 番
- 9 番。
- 先刻、緊急議会運営委員会を開催いたしました。議会運営委員会では、到底会期中に本定例会に提案されている議案が全部審議終了できないということから、会期を21日まで3日間延長いたしました。そして、19日、20日につきましては、休会とすることに決定いたしました。
- 次に、ただいま審議中の議案第47号につきましては、総務委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしましたので、報告いたします。
- 以上です。
- ただいま議会運営委員会委員長より報告の申し出がなされております。
- これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- （「異議あり」の声あり）
- 3 番。
- ただいま休憩中に議運の委員会があったわけでございます。これは私のあずかり知らぬことでございます。
- この関係について、議題に供するというところでございますけれども、全く聞いておらんことで、まだ本日の議論が完全に決められた時間までやっていない中で、なぜ延長について議論が議題に供さなければならないのか。まだ私はその機にはないと思っております。
- まして、本議題について本論で、私は議論を十分尽くされていないと思っております。
- 以上でございます。
- お答えしますけれども、これでこの議案の審査はまだ終了しておりません。ですから、会期を延長して、なお慎重に審査をしよう。そういうことで会期を延長しておりますし、ただいま委員長さんから報告ありましたように、この際、総務委員会に付託して審査をすべきだと、そういう議運の決定事項でございますので、ご了承願いたいと、このように思います。
- はい、3 番。
- ただいまの報告でございますと、慎重な審議をしてまいりたいと。それを総務

議 長	に…… 休憩します。	休憩時刻 14時35分
議 長	再開いたします。 再度申し上げます。 議会運営委員会の報告を日程に追加して、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。	再開時刻 14時36分
議 長	(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。 それでは、異議がありましたので、再度議運の委員長から報告をしていただきたいと思います。	
9 番	9 番。 先ほども申しましたとおりに、先刻、議長からの諮問を受けて議会運営委員会を開催いたしました。非常に議事進行がおくれているということから会期を、到底さきに決めた会期中には審査ができないだろうということで、21日まで3日間延長いたしました。ただし、19日、20日を休会とし、21日に審査することにいたしました。 なお、今審議中の議案第47号につきましては、いろいろと審議の結果、総務委員会に付託すべきだということが各委員からそういう発案があつて、それが結論づけられましたので、総務委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。	
議 長	委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。	
議 長	お諮りいたします。 この際、会期延長の件を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。	
3 番	3 番。 ただいま委員長さんの方から、休憩中に慎重な、この件について日程の関係、さらには慎重な審議をされるためにも総務委員会に付託をしたいというご意見でござ	

議長 ありますが、私は会期につきましては、私も……
休憩します。 休憩時刻 14時39分

議長 再開いたします。 再開時刻 14時39分
3番 申しわけありません。それでは、会期の方について質問させていただきます。
私は、会期につきましては3日間延長と、議事がしっかりと議論をされて延長されていく部分についてはやむを得ないという判断をしております。3日間、これについても了承しているわけでございますけれども、本日も含め土、日開催をしてくれめだという法律は、私はないという認識をしております。

議長 私は漁師上がりでございます。魚を目の前にして、土、日ですから、きょうはやめたと、こんな話はないと思います。少なくとも、議論をしていくのであれば、きょうもしっかり、あしたもあさっても続けていくぐらい、つければとじるぐらいの気持ちでおりますので、ぜひその辺はしっかりと議論をしていただきたいと、こういうふうに考えるものでございますから、あえて意見を申し述べさせていただきます。

議長 ただいま3番議員から、会期延長について異議があったんですが。
お諮りいたします。
会期延長について、3番さんは反対というようなご意見なんですが。

(発言する者あり)

議長 ですから、結論はそういうことなんですよね。土、日も会議を開いたらということなんです。

3番 土、日は会議を開かないことに規則で……
規則ありますか。ありませんよ。そんな規則ありますか。

議長 休憩します。 休憩時刻 14時41分

議長 再開します。 再開時刻 14時41分
お諮りいたします。
それでは、3番さんから土、日も会議を開くべきだと、こういう提案がありましたが、これに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。
したがって、土、日の会議は開催しないことに決定いたしました。
それでは、会期延長の件なのですが、お諮りいたします。
本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合によって21日までの3日間延長とし、19日、20日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は21日までの3日間延長し、19日と20日は休会とすることに決定いたしました。

議長 お諮りいたします。
ただいま上程されております本件については、質疑の途中ではありますが、なお一層の精査の必要があると思われまますので、本件につきましては総務委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)
(「異議あり」の声あり)

議長 それでは、異議がありますので、起立により採決をいたします。
お諮りいたします。
総務委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。
よって、本案は総務委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたすことに決定いたしました。

議長 本日の会議はこの程度にとどめ、21日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、21日に延会いたします。

延会時刻 14時44分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年6月18日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員